

第 45 回 立憲主義と「安保法」 — 1 億総活躍プランの国家社会主義 —

立憲主義という、従来からは聞きなれない、また見慣れない言葉が、最近ひんぱんに使われるようになってきている。憲法学や法律学では、常識的な用語のようだが、専門外の人間には耳慣れない用語だと思う。憲法を守る護憲とは違うようで、立憲主義は護憲主義ではない。改憲を党是とする自民党支配が長いので、それに対立する護憲主義は、これまで革新のシンボルでもあった。そこにまた戦後日本の政治状況の「捩れ」があったのだろう。改憲 VS 護憲の対立のうえに、さらに立憲主義が重なってきたのが、最近の状況変化のようである。反立憲主義 VS 立憲主義の時代である。

敗戦国の日本で、教科書の軍国主義に自ら墨を塗り、「新しい憲法のはなし」を教科書として勉強した我々の世代にとって、日本国憲法は国づくりの規範を超えて、血であり肉のように人格形成の糧になってしまった。護憲人間であり、護憲主義が DNA のように身につけてしまっている。だから自民の改憲主義には、人格否定のような嫌悪感を本能的に抱いてしまう。それほどまでに敗戦のショックと軍国主義からの価値観の転換が大きかったことを率直に述べておこう。しかも、戦後 70 年以上も護憲主義が生き続け、それが日本の政治を一方で支え続けてきている。改憲を党是とする自民党支配の一強政治も、護憲主義の現実を変えることはできなかったし、そこにまた今日、新たに反立憲主義の政治手法による改憲の試みが登場しているように思う。

戦後 70 年を超えて護憲主義が続き、改憲政党の一強の手でも改憲が実現できなかったが、その背景には戦後体制の歴史的事情が大きかったと思う。戦後、短期間で冷戦が始まり、東西二つの世界の対立の戦後体制が始まったからだ。そうした国際環境の中で、日本は米国主導の西側自由主義陣営に入る。護憲主義の憲法体制も西側の一員に組み込まれ、地勢上も東西対立の最前線に立たされた。そして、同じ西側陣営の一員として、米国を頂点とする日米安保体制に組み込まれたのである。その点で、憲法体制と安保体制は、多くの矛盾と対立を孕みながら、しかし現実には両者が共存して、戦後体制を支え続けてきたのだ。

戦後体制は、東西冷戦構造として、歴史的にも特異な体制だった。一方で、旧ソ連を頂点として東欧を中心に「国家社会主義」の体制が構築された。マルクス・レーニン主義の一党独裁による中央集権的な統制経済だった。そのためにベルリンの壁も築かれた。こうした国家社会主義に対抗する西側陣営も、自由と民主主義の価値観を共有し、市場原理による組織的統合を進めながら、アメリカを頂点とする体制の構築が必要だった。アメリカが「世界の警察官」として、東の国家社会主義に対抗し、原子力を中心とする核開発、核軍拡競争を展開した。東西冷戦構造に他ならな

い。

こうした東西冷戦の戦後体制の中で、戦後日本の体制も、一方では米軍中心の占領体制を引き継ぎ、ポツダム宣言を受諾した敗戦国として、自由と民主主義の価値観とともに、戦争放棄の平和憲法により独立し、国際世界に復帰する以外になかった。それで国連にも参加できたのだ。同時にまた、朝鮮戦争の勃発もあり、上記の「世界の警察官」アメリカを頂点とした日米安保体制により、西側陣営に参加せざるを得なかった。理論的に、理屈上は憲法体制と安保体制は矛盾し、対立する。政治的にも保革の対立点だったが、冷戦構造としての戦後体制としては、現実的な必然の道だったと思う。しかも、冷戦構造が半世紀近くも持続し、改憲政党がこの間、「立憲主義」により戦後体制を持続させてきたのである。

立憲主義の説明では、国民が憲法により人権や平和を守る護憲主義とは異なる。支配権力の側が、憲法により掣肘を加えられ、権力の乱用を防止する法理だ。だとすれば、改憲政党が一強支配の政権党として、改憲ができぬまま、平和憲法の支持を続けてきた、それこそ戦後日本の立憲主義による憲法体制だったのではないか。そして、西側陣営として安保体制を運営し、高度成長の戦後体制を持続してきたとみるべきだろう。それがまたアメリカを頂点とした西側陣営の冷戦体制の統治だったのだ。この体制統治が続く限り、護憲と改憲の対立は表面化しても、立憲主義は機能しながら争点にはならなかったのだろう。

問題は、戦後体制の崩壊である。91年ソ連が崩壊し、東の国家社会主義の体制も、一挙に崩れ去った。その時点で、戦後体制の冷戦構造が根本的に再検討されても良かったのだろう。非自民の村山政権も成立した。しかし、再検討の機会は見送られ、ポスト冷戦体制の改革は不十分なまま、西側アメリカの一方的勝利となった。アメリカ一極主義のネオコンの登場であり、一国支配のグローバリズムの台頭となった。しかし、世界市場がグローバル化し、金融資本のグローバルな展開が進んでも、もともと国民国家として発展してきた近代国家が、「世界国家」に止揚されるわけではない。グローバル資本主義の世界国家の夢は、ネオコンのイデオロギーに過ぎなかったのだ。事実、アメリカはイラク戦争に失敗し、リーマン・ショックの世界金融危機など、アメリカ一極主義の敗北は濃厚となった。オバマのリバランス政策や TPP によって歯止めもかけられぬまま、来る 11 月の米大統領選挙の結果いかんでは、一挙にモンロー主義に回帰する可能性も高まってきた。

こうして大幅に先送りされていたポスト冷戦による戦後体制の再編成が、アメリカの世界支配の急速な後退とともに、ようやく日程に上ってきたといえる。同時にまた、日本の戦後体制の再検討の時期も到来したのであり、一方では沖縄基地問題による日米安保体制、他方では護憲主義と改憲主義の対立を中心とする憲法体制、この二つが焦点にならざるを得ない。そして、上記の通り冷戦構造の下では、必ずしも表面化してこなかった立憲主義をめぐる議論も、議論されざるを得なくなったのではないか？とくに安倍政権による、いわゆる戦争法制のファッション的ともいえる強行にとどまらず、アベノミクスの事実上の破綻による「一億総活躍社会」の国家総動員体制の提起など、立憲主義への明からさま挑戦が目立ってきている。

立憲主義は、言うまでもなく集団的自衛権の行使を許す安全保障関連法(安保法)に対して、憲法学者や司法関係者の反対論として主張された。この論点は、戦争法制への反対運動の盛り上がりとともに、各方面で広く論議されたことだし、また憲法学者でもないのに、ここでは立ち入って取り上げない。自衛隊をはじめ、その海外派兵など、従来からも解釈改憲、なし崩し改憲として、憲法の空洞化が論議されてきた。しかし今回の安保法は、集団的自衛権行使として、解釈改憲のレベルを超えているのであり、そこから立憲主義が提起されているのであろう。さらに言えば、安倍政権の政治手法そのものが、護憲・改憲のレベルを超えて、権力主義的な色彩を強めているからである。

その点で言えば、すでに政策的には破綻した旧アベノミクスに代えて提起された「1 億総活躍プラン」もまた、戦前日本が戦時体制に踏み込んだ国家総動員計画の現代版ではないか? 「新三本の矢」①GDP 600兆円の「強い経済」、②産めよ殖やせよ、出生率 1.8 の「子育て支援」、③介護離職ゼロの「安心の社会保障」、そして「同一労働・同一賃金」が総活躍プランに盛り込まれた。財政・金融の政策レベルを超えた総動員・総活躍プランの実現には、それこそ権力的な国家主義の体制が不可欠だろう。この度のG7(主要7ヵ国首脳会議・伊勢志摩サミット)でも、国際的協調の下での「財政拡大」での賛同は得られず、日本は事実上孤立して戦前と同じ道を歩んでいる。

国家主義に裏付けられた強権的な賃金・雇用政策には、まさに「国家社会主義」として 19 世紀以来論争されてきた教訓が残されている。(ウィリアム・モリス『ユートピアだより』は、E・ベラミー『顧みれば』の国家社会主義への批判として書かれた。拙著『ウィリアム・モリスのマルクス主義』平凡社新書を参照のこと)その教訓を想起しつつ、立憲主義の台頭とともに、1 億総活躍プランの意図を十分に検討すべきだろう。